

環境について考えている事業者の皆様へ

ごみの減量と適正処理に関する

3つのポイント

搬入されたごみの検査・指導を行っています。

富士市新環境クリーンセンターは一般廃棄物の中間処理施設であり、産業廃棄物や古紙等の資源物（裏面参照）は搬入できません。

特に、産業廃棄物の混入は、焼却施設の故障の原因となります。 廃棄物に関する最終的な責任は、その廃棄物を排出した事業者にあります。 市では、違反な持ち込みを確認した場合は、排出した **事業所への立入調査・直接指導** を行っています。

その1 一般廃棄物と産業廃棄物はしっかり分ける！

金属やプラスチック、家電、ガラス類、廃油などの産業廃棄物は、しっかりと分別し、適正に処分する必要があります。「一般廃棄物」とは別に、産業廃棄物の収集運搬事業者に依頼してください。

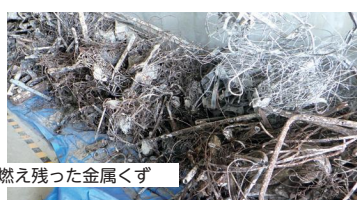


金属などの不燃物の混入は、焼却施設の故障の原因となる恐れがあります

木製家具などの一般廃棄物であっても、**金属が使われているものは、受け入れできません。** 全ての金属を取り除いてください。



▼実際に混入していた金属くず



その2

プラスチックは全て産業廃棄物！

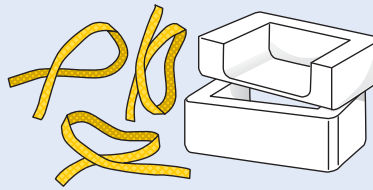


廃プラスチック



ラミネート加工された紙

廃プラスチック



PPバンド・発砲スチロール

廃プラスチック ゴムくず



ゴム製品

廃プラスチック



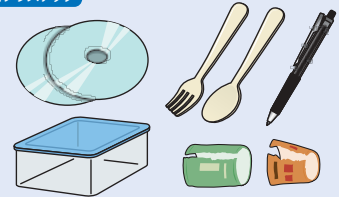
プラスチックの食品容器
(汚れの状態に係わらず)

廃プラスチック



ビニール各種

廃プラスチック



その他プラスチック製品

事業者が排出するプラスチック、ビニール、ゴム製品等は、汚れの度合いや大きさに関係なく、すべて「産業廃棄物」になります。

一般廃棄物と混ざることがないように、事業所内での分別を徹底してください。

その3

古紙は貴重な資源です！



古紙



シュレッダー紙

古紙



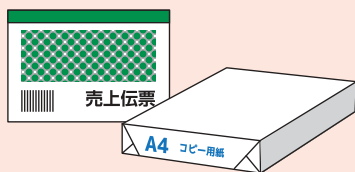
パンフレット・チラシ

古紙



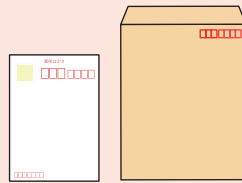
紙パック

古紙



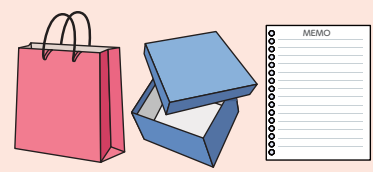
伝票類、コピー用紙

古紙



封筒・はがき

古紙



その他の紙製品

古紙は本来「一般廃棄物」ですが、ごみの減量及び資源の有効活用の観点から、富士市では一般廃棄物としての受け入れは行っていません。（汚れた紙などのリサイクルが難しい紙は除く）古紙は、資源回収業者を利用してください。

ごみの減量と適正処理を行うためには、日ごろからごみをしっかり管理することが大切です。収集事業者任せきりにせず、ごみ箱を品目ごとに用意したりごみ庫の中で品目ごとに置き場を分けるなど、自ら工夫しましょう。